

## かんまきちやうしゆわげんごじやうれい 上牧町手話言語条例

げんご たが かんじやう あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ  
言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で  
ふかけつ じんるい はってん おお きよ  
不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

しゆわ おんせいげんご にほんご こと げんご て ゆび からだ うご  
手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体などの動  
きや顔の表情を使って視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語として、  
しかお ひやうじやう つか しかくてき ひやうげん どくじ ぶんぽうたいけい も げんご  
ろう者の中で大切に育まれてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、使用できる環境が整  
えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら  
せいかつ  
生活してきました。

じやうきやう なか しやうがいしゃ けんり かん じやうやく しやうがいしゃきほんぽう  
このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法におい  
て手話は言語であると位置づけられたため、手話に対する正しい理解を深め、  
しゆわ しやう かんきやう とど もと  
手話を使用しやすい環境を整えていくことが求められています。

かんまきちやう しゆわ げんご にんしき もと しゆわ りかい ひろ  
上牧町は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもっ  
て地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この  
ちいき せき あ しゆわ つか あんしん く まち めざ  
じやうれい せいいてい  
条例を制定します。

### もくてき (目的)

だい じやう じやうれい しゆわ げんご にんしき もと しゆわ たい りかい  
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解  
の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事  
そくしんおよ しゆわ ふきゆう かん きほんりねん さだ ちやう せきむなら ちやうみんおよ じ  
ぎやうしや やくわり あき そうごうてき けいかくてき しさく すいしん  
業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、も  
って全ての町民が互いに理解し合い共生することのできる地域社会を実現  
すべ ちやうみん たが りかい あ きやうせい ちいきしやかい じつげん  
することを目的とする。

### きほんりねん (基本理念)

だい じやう しゆわ たい りかい そくしんおよ しゆわ ふきゆう しゆわ どくじ げんごたいけいおよ  
第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系及  
れきしてきはけい も ぶんかてきしよさん りかい しゆわ ひつやう ひと  
び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が  
しゆわ いしそつう げんり えんかつ はか けんり ゆう きほんてき  
手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な  
にんしき もと おこな  
認識の下に行われなければならない。

### ちやう せきむ (町の責務)

だい じやう ちやう ぜんじやう さだ きほんりねん い か きほんりねん  
第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっ  
ちやうみんおよ じぎやうしや たい しゆわ たい りかい そくしんおよ しゆわ ふきゆう  
とり、町民及び事業者に対して手話に対する理解の促進及び手話の普及を  
はか しゆわ しやう かんきやう せいび かん しさく すいしん  
図るとともに、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するもの  
とする。

ちやうみん やくわり  
(町民の役割)

だい じやう ちやうみん きほんりねん しゅわ たい りかい ふか ちやう すいしん  
第4条 町民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、町が推進  
する施策に協力するよう努めるものとする。

じぎやうしや やくわり  
(事業者の役割)

だい じやう じぎやうしや きほんりねん しゅわ たい りかい ふか ちやう すいしん  
第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、町が推進  
する施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービ  
スの提供及び手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努め  
るものとする。

しさく すいしん  
(施策の推進)

だい じやう ちやう つぎ かか しさく そうごうてき けいかくてき じっし  
第6条 町は、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に実施するものと  
する。

- (1) しゅわ りかい きかい ていきやう かん しさく  
手話を理解するための機会の提供に関する施策
  - (2) しゅわ ふきやうおよ けいはつ かん しさく  
手話の普及及び啓発に関する施策
  - (3) しゅわ より いし そつう かんきやう せいび かん しさく  
手話により意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
  - (4) ぜん ごう かか ちやうちやう ひつやう みと しさく  
前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
- 2 ちやう ぜんごう きてい しさく しょう しゃ しさく かん ちやう  
町は、前項に規定する施策について、障がい者のための施策に関する町  
の計画との調和を保ちながら推進するものとする。
- 3 ちやう だい こう きてい しさく じっし あ しゃ しゅわつうやくしゃ  
町は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者そ  
の他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設け、推進していく  
ものとする。

さいがいじ たいおう  
(災害時の対応)

だい じやう ちやう さいがいじ しゅわ ひつやう ひと たい じやうほう しゅとくおよ  
第7条 町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及  
び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

さいせいじやう そち  
(財政上の措置)

だい じやう ちやう しゅわ かん しさく すいしん ひつやう さいせいじやう そち こう  
第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講  
ずるよう努めるものとする。

いんにん  
(委任)

だい じやう じやうれい さだ じやうれい しこう かん ひつやう じこう  
第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、  
ちやうちやう べつ さだ  
町長が別に定める。

ふ そく  
附 則

じやうれい こうふ ひ しこう  
この条例は、公布の日から施行する。